

令和8年度版

施設等利用給付認定のご案内



熱海市教育委員会 学校教育課 教育保育推進室

〒413-8550

熱海市中央町1番1号（市役所第3庁舎1階）

TEL:0557-86-6553

FAX:0557-86-6555



もくじ

1. 施設等利用給付認定について P 1
2. 保育の必要性の認定 P 3
3. 認定の有効期限 P 3
4. 新2号・新3号認定の申請方法 P 4
5. 認定通知書の送付について P 5
6. 認定の内容に変更があった場合 P 5
7. 申込みの前に必ずお読みください P 5

施設等利用給付認定による利用料の無償化について

施設等利用給付認定とは、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園や認可外保育施設の利用料、預かり保育事業や病児保育事業などの利用料について、無償化の対象となるために必要な認定です。

ただし、利用料の無償化にあたっては上限があります。また、利用された施設・事業、利用状況などにより無償化上限額が異なりますので、詳細については学校教育課・教育保育推進室までお問い合わせください。

※施設・事業によっては利用料を一度お支払いいただきます。後日、無償化対象分について申請いただき、市町村から利用料の払い戻し（償還払い）をいたします。

なお、認定を受けても、利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては、無償化の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

1. 施設等利用給付認定について

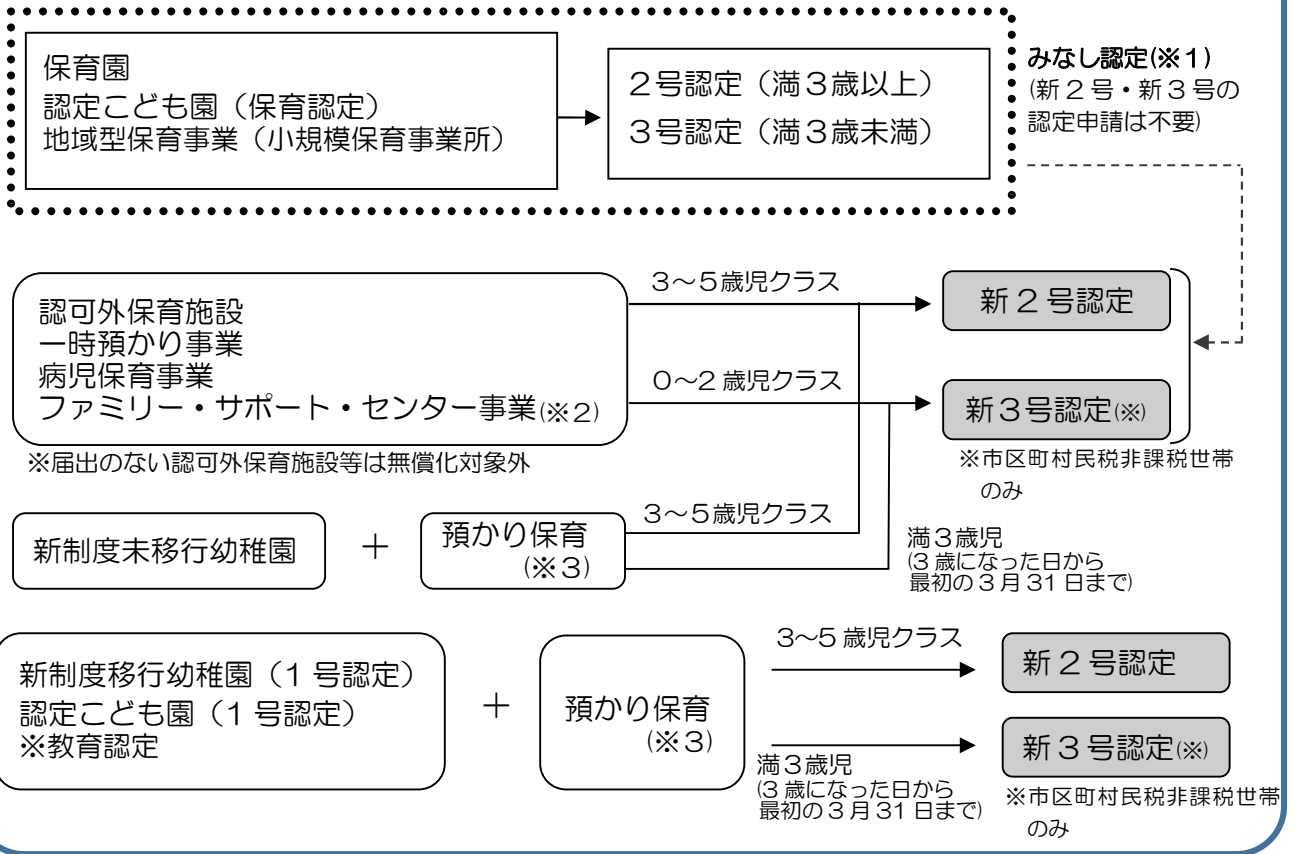
(1) 認定の種類及び区分

利用する施設・事業や子どもの年齢、保育の必要性などにより認定が異なります。
(子ども・子育て支援法第30条の4)

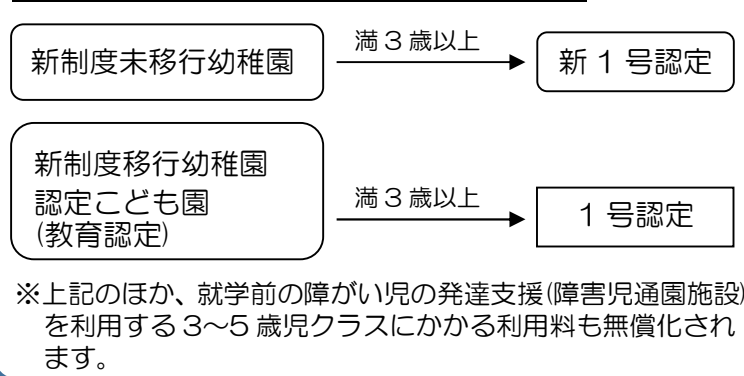
施設等利用給付認定区分		利用先
新1号認定 (教育認定)	満3歳以上の就学前子ども(新2号・新3号認定子ども以外)	新制度未移行幼稚園
新2号認定 (保育認定)	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	預かり保育 病児保育 ファミリーサポート等
新3号認定 (保育認定)	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (市区町村民税非課税世帯に限る)	

(2) 各施設・事業における利用料無償化のための認定について (新1号~新3号認定)

「保育の必要性」の事由に該当する場合



「保育の必要性」の事由に該当しない場合



- (※1) 認可保育所等の利用申込みをし、2号又は3号認定を受けて入所できていない場合、新2号・新3号の認定申請を行わずに、新2号・新3号の認定を受けたものとみなします(ただし、新3号認定は市区町村民税非課税世帯のみが、みなし認定を受けられます。)
- (※2) ファミリー・サポート・センター事業について、「送迎」のみ利用する場合は無償化の対象外です。
- (※3) 条件によっては、預かり保育に加え認可外保育施設等を利用した場合も無償化の対象となります。

<保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園、小規模保育事業所などを利用している場合>

→既に、1号、2号または3号の認定を受けていることから、認定申請にかかる手続きは不要です。
(ただし、1号認定で預かり保育を利用している場合、別途手続きが必要となります。)

<「保育の必要性」の事由に該当し、幼稚園などの預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合>

→認定の申請手続きを行い、新2号又は新3号(市区町村民税非課税世帯に限る)の認定を受けることで無償化の対象(無償化上限額あり)となります。

- 新制度移行幼稚園や認定こども園(教育認定)と預かり保育を利用する場合、1号認定とは別に新2号または新3号の認定申請が必要となります。
- 新制度未移行幼稚園と預かり保育を利用する場合、新2号または新3号の認定申請が必要となります。
- 2号または3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、保育園等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては新2号または新3号(市民税非課税世帯に限る)の認定を受けたものとみなしますので、新2号または新3号の認定申請を行う必要はありません。

<新制度未移行幼稚園のみを利用する場合>

→新1号認定を受けることで無償化の対象(無償化上限額あり)となります。

<就学前の障がい児の発達支援(障害児通園施設)を利用する場合>

→3~5歳児クラスにかかる利用料が無償化されます。(無償化にあたり新たな手続きは不要です)

2. 保育の必要性の認定

「保育の必要性」の認定を受ける場合、次の「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

事 由	概 要
① 就労	1ヶ月当たり64時間以上の労働に従事している（夜間就労している場合も昼間の仕事に準じる）
② 妊娠・出産	出産前後である
③ 疾病又は負傷	<ul style="list-style-type: none"> 入院または週1日以上通院をしており、自ら保育を行うことが困難な状態にある 安静を要する自宅療養が必要と診断された場合（1か月以上）
④ 障がい	身体障害者手帳等の交付を受けており、自ら保育を行うことが困難な状態にある
⑤ 同居等の親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 常時介護を必要とする者を、自宅で介護している 通院・通所等の付き添いを週3日以上行っている
⑥ 災害復旧	災害の復旧作業に従事している
⑦ 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に企業等の求人に応募している、又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けている 起業又は事業を継承するための準備を行っている
⑧ 就学	次のいずれかの施設において、就学又は訓練をしている状態にある <ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定就職者に対して職業訓練を行う施設
⑨ 育児休業中の継続利用	育児休業取得時、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩ その他市長が認める事項	その他、保護者が保育できない事情がある場合

3. 認定の有効期限

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。

有効期間が切れると、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

事由(前ページ参照)	有効期間
①、③、④、⑤、 ⑥、⑧	左記の事由に該当している期間
②	産前・産後 2ヶ月
⑦	入所後、2ヶ月を経過する日が属する月の末日まで
⑨	育児休業の期間
⑩	市長が認める期間

※認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。

※新3号認定は、満3歳を迎えた最初の3月31日までが新3号としての有効期間となります。保育を必要とする事由が継続していれば新2号認定に切り替わります。（手続きは必要ありません。）

4. 新2号・新3号認定の申請方法

特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園などの預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用する前に認定申請を行うことを基本としています。認定の申請を行う場合は、「施設等利用給付認定・変更申請書」に記入の上、申請に必要な書類を添付して、認定希望日に間に合うようご提出ください。

(1) 申請書類の配布及び受付場所

学校教育課・教育保育推進室（市役所第3庁舎1階）にて書類の配布及び受付を行っています。
（申請書類は市ホームページよりダウンロードできます。）

(2) 認定開始日について

認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。

不足書類がある場合は、認定ができないことがあります。認定希望日に間に合うようお申込みください。

(3) 申請に必要な書類

次の書類をそろえて、認定希望日に間に合うようご提出ください。

(ア)施設等利用給付認定・変更申請書（申込み児童1人につき1部必要です）

※新1号認定と新2号及び新3号認定の区分により様式が異なりますのでご注意ください。

(イ)保育を必要とする事由を証明する書類（保護者それぞれの分が必要です）

※事由により添付する書類が異なります。詳細は次ページの表をご覧ください。

保育の必要性の認定事由	添付する書類
①⑨ 就労（以下を含む） ・自営業 ・育児休業中 ・内職	就労証明書 ※自営業主の場合は、開業届・確定申告書・登記簿本などの写し（いずれか1つ）
② 妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかる部分）
③ 疾病または負傷	保育の要否に係る診断書
④ 障がい	・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・保育の要否に係る診断書 ・療育手帳の写し等
⑤ 同居等の親族の介護・看護	介護・看護状況がわかるもの （被介護者の診断書・身体障害者手帳等の写し）
⑥ 災害復旧	罹災証明書の写し、災害復旧従事が証明できる書類等
⑦ 求職活動	ハローワークカード・雇用保険受給資格者証の写し等
⑧ 就学	在学証明書（合格通知）及び時間割等
⑩ その他市町が認める事項	市長が指定する証明書類等

(ウ)市区町村民税課税状況の確認について（新3号認定を申請する場合）

市が市区町村民税の課税状況を確認します。

未申告により市が課税状況を確認できない場合は、市区町村民税の申告を行ってください。

未申告の場合、市区町村民税の課税状況を確認することができないため、新3号に該当しないものとして判断しますので注意してください。

※令和7年1月1日現在、海外赴任等により日本に住所がなかった場合はお問い合わせください。

<認定期間と課税年度について>

□保護者それぞれの市区町村民税が非課税であるかを確認します。

認定期間：令和8年4月1日～令和8年8月31日 →令和7年度の市区町村民税で判定

認定期間：令和8年9月1日～令和9年3月31日 →令和8年度の市区町村民税で判定

(エ)「保育所等利用申込み等の不実施にかかる理由書」

認可保育所等の利用申込みをせず、新2号・新3号認定のみ申請する場合、申請書類に利用申込みを行わなかった理由書を添付する必要があります（ただし、幼稚園の利用者は提出不要です）。

5. 認定通知書の送付について

施設等利用給付認定の新2号または新3号に該当する場合、施設等利用給付認定にかかる「認定通知書」を送付します。

6. 認定の内容に変更があった場合

保育の必要性の事由が変更となった場合や申請内容（保護者の氏名、住所、世帯状況など）に変更があった場合は「施設等利用給付認定申請事項変更届出書」に必要事項を記載いただき、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付してご提出ください。

※婚姻・離婚などによる世帯員の増減、生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときや市区町村民税額に変更があったときは学校教育課・教育保育推進室までご連絡いただき、必要書類をご提出ください。

7. 申込みの前に必ずお読みください

(1) 市区町村民税課税状況の確認ができない場合

未申告により課税状況の確認ができない場合、新3号の認定申請を行っても認定を受けることはできません。

(2) 税更正等により市区町村民税非課税世帯となった場合

税更正等により市区町村民税非課税世帯となった場合、みなし認定対象者も含め、新3号認定を受けるためには新たに認定申請を行う必要があります。なお、認定開始日の遡及は行いませんのでご注意ください。

(3) 税更正等により市区町村民税非課税世帯でなくなった場合

新3号認定を受けている世帯で、税更正等により市区町村民税非課税世帯でなくなった場合は、新3号認定の要件に該当しなくなり、認定を取り消すこととなります。

(4) 就労内定で申請された方

就労開始後、速やかに「就労証明書」をご提出ください。

(5) 求職活動中の方

「保育の必要性」の事由が「求職活動」（就労時間・就労日数の拡大予定も含む）で認定された方は、認定後、2ヶ月を経過する日が属する月の末日までに就労すること及び就労証明書の提出が必要です。

なお、提出がない場合は、認定有効期間が切れ、保育の必要性の事由がなくなります。

(6) 市外へ転出する場合

市外へ転出する予定がある場合は、速やかに学校教育課・教育保育推進室へご連絡ください。

なお、市内の認可外保育施設等を継続して利用する場合であっても、転出先の市区町村において、新たに認定を受ける必要があります。認定申請の手続きは、直接転出先の市区町村で行ってください。

(7) その他

- 保育の必要性の現況確認は毎年行います。
- 提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。
- 施設等利用給付認定を受けることにより施設・事業の利用料が無償化の対象となりますが、利用料の無償化にあたっては上限があります。また、利用する施設・事業、利用状況などにより無償化上限額が異なりますので、詳細については学校教育課・教育保育推進室までお問合せください。
- 施設等利用給付認定を受けたとしても、そのことを理由に預かり保育事業などの利用が保証されるものではありません。利用については各施設の状況により異なりますのでご注意ください。